


早期発見・早期診断・早期治療について

●認知症の疑われるサイン

右のチェックリストを参考に「認知症かもしれない」というサインに早めに気づき、かかりつけ医や川越町地域包括支援センター等に相談しましょう。認知症による変化は、本人よりも周囲の人が気づきやすいことも多いので、身近な家族などが一緒にチェックしましょう。

- 
- 物忘れが増えた。
 - 日付や曜日がわからない。
 - 簡単な計算ができなくなった。
 - 財布や鍵など、置いた場所がわからなくなることがある。
 - テレビドラマのストーリーが理解できなくなった。
 - 料理や家事などが、てきぱきとできなくなった。
 - 話しかけられると、今までしていたことを忘れてしまう。
 - 今まで楽しかったことへの意欲がなくなった。

認知症に関する相談・お問い合わせ先

川越町地域包括支援センター

認知症初期集中支援チーム
認知症地域支援推進員配置

24時間365日相談に応じます

川越町大字豊田一色314番地（社会福祉協議会内）

TEL 059-365-9999 FAX 059-365-2940

認知症疾患医療センター 東員病院 TEL 0594-41-2383

認知症疾患医療センター 三原クリニック TEL 059-347-1611

基幹型認知症疾患医療センター 三重大学医学部附属病院 TEL 059-231-6029

制度・手続きに関するお問い合わせ先

川越町 町民保険課

川越町大字豊田一色280番地 TEL 059-366-7115 FAX 059-365-5380

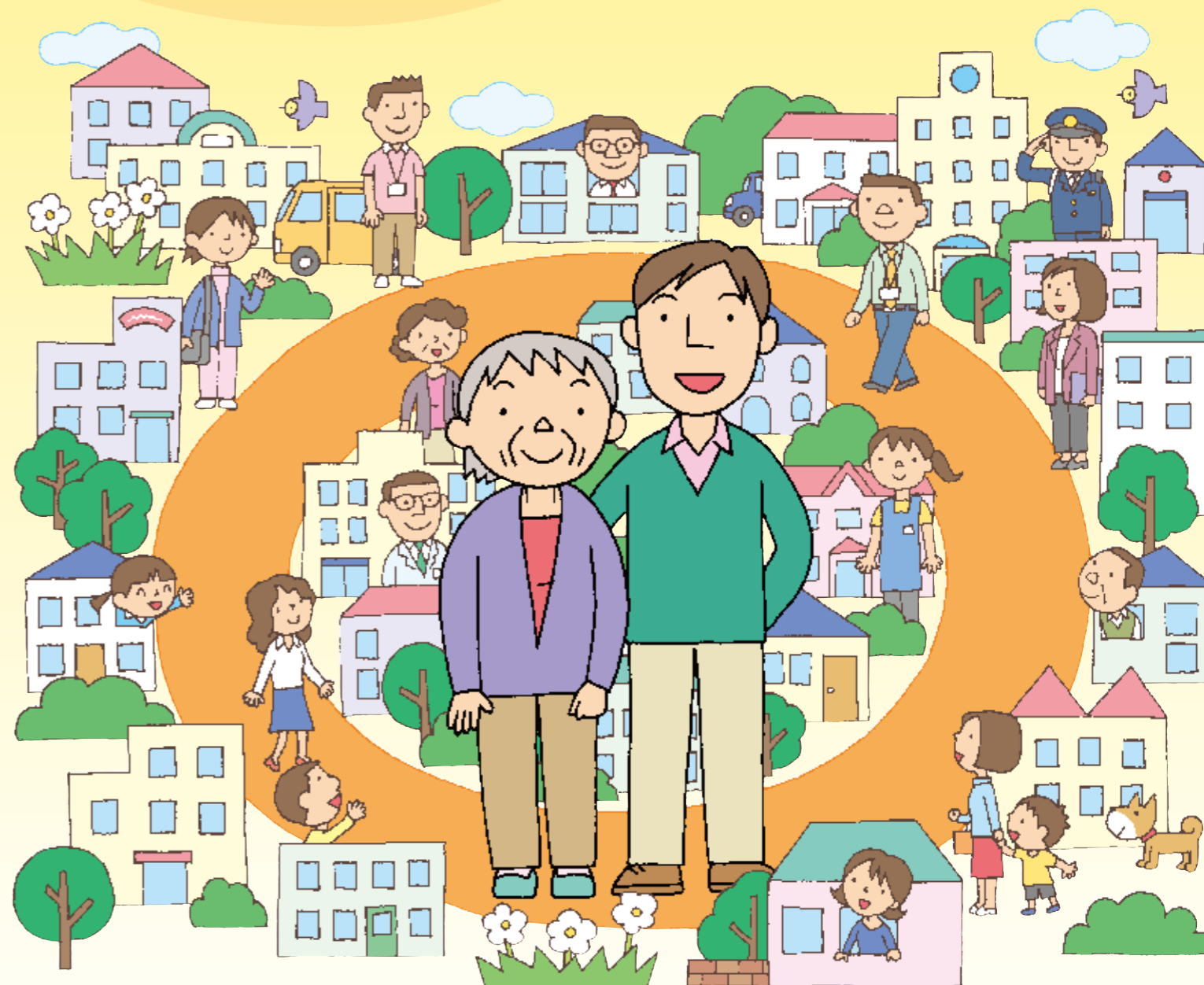
高齢者の健康に関するお問い合わせ先

川越町 健康管理センター（健康推進課）

川越町大字豊田一色314番地 TEL 059-365-1399 FAX 059-365-2940

住み慣れたこの町で
いつまでも…

認知症おたすけ ブック



川越町

認知症は早期の発見が大切です

● 早期発見による3つのメリット

メリット1 早期治療で改善が期待できる

認知症の原因になる病気はさまざまですが、早期に発見し早期に治療をはじめると、改善が期待できるものもあります。

メリット2 進行を遅らせることができる

認知症の症状が悪化する前に適切な治療やサポートを行うことによって、その進行のスピードを遅らせることができる場合があります。

メリット3 事前にさまざまな準備ができる

早期発見によって、症状が軽いうちに本人や家族が話し合い、今後の治療方針を決めたり、利用できる制度やサービスを調べたりする「認知症に向き合うための準備」を整えることができます。



本人が受診を拒むこともあります

「自分が認知症かもしれない」という不安はとても大きなものです。そのため家族など周囲が受診をすすめても、本人が頑なに拒むといったこともあります。そのようなときは、まずはかかりつけ医に相談してみるという方法もあります。かかりつけ医は、必要に応じて適切な病院なども紹介してくれます。問診などで正確に症状を伝えるためにも、できるだけ家族がつきそって受診しましょう。

また、家族だけで地域包括支援センターなどの相談窓口を訪れ、アドバイスを受けることもできます。



認知症の人との接し方

「本人は何もわかっていない」は誤りです

認知症の症状が進行して、言葉で自分の意思を表現できなくなっても、年長者としての誇り、子どもや小動物、植物などを慈しむ気持ちなど、豊かな感情は保たれています。

こうした言葉にできない認知症の人の気持ちを介護者は推し量り、それに寄り添う姿勢が大切です。「どうせ本人はわからないのだから」という乱暴なものの言い方や態度、子ども扱いなどは、認知症の人の自尊心を傷つけ、感情が不安定になり、攻撃的な行動へのきっかけになることがあります。



「その人らしさ」を大切にしましょう



たとえ認知症になっても、「その人らしさ」は過去から現在へと確実につながっているのです。ステレオタイプの対応ではなく、認知症になる前のその人の姿も思い浮かべながら、「この人の場合は、今は何を望んでいるだろう」と言葉にできないメッセージをさぐるようにしましょう。

人は「自分らしさ」が尊重されていると感じられる環境であれば、安心して過ごすことができるものです。「認知症の人」としてではなく、「その人らしさ」を大切に接しましょう。

「否定よりも肯定」の気持ちで接しましょう

まずは、間違いや失敗に対して「大丈夫」と肯定する気持ちを示しましょう。認知症の人にも、受け入れられることで罪悪感や孤独感や和らぎ、失敗にめげず「自分のことはできるだけ自分でしたい」「何か役割をもちたい」「周囲の仲間に入りたい」といった意欲を再び奮い立たせることができます。

認知症の人が失敗を怖れずに、自立に向けたチャレンジができる環境づくりが大切です。



一人で抱え込まないよう、心の余裕を保ちましょう








認知症の人を怒鳴ったり罵ったりして人としての尊厳を無視し、精神的な苦痛を与えたり、日常生活での必要な世話を放棄したりすることなども虐待にあたります。

介護疲れを自覚していない介護者も多く、本人も「面倒をかけている自分が悪い」と思ってしまい、なかなか問題が表面化しないこともあります。周囲の人たちと協力して心の余裕を保ちましょう。

認知症の症状と その対処法・支援体制

「認知症おたすけブック（認知症ケアパス）」は、認知症の進行状況にあわせて、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスなどが利用できるかを示したものです。なお、認知症の状況は個人により異なります。今後、予想される症状や状態の変化の目安として参考にしてください。

	健康	物忘れかな？	一人だといろいろ心配	誰かの手助けが必要	常に手助けが必要
本人の様子	<ul style="list-style-type: none"> ●物忘れの自覚がある ●「あれ」「それ」「あの人」等という代名詞が多く出てくる ●何かヒントがあれば思い出せる 	<ul style="list-style-type: none"> ●同じ事を何回も聞く ●置き場所がわからず探しまわる ●約束したことを忘れる ●料理がうまくできない ●買い物で小銭が払えない ●怒りっぽくなる ●時間や日時がわからなくなる 	<ul style="list-style-type: none"> ●夕方～夜間にかけて症状悪化の傾向がある ●食べ物をあるだけ食べてしまう ●暴力行為 ●いつ、どこで何をしたかなどの出来事を忘れる ●季節がわからなくなる 	<ul style="list-style-type: none"> ●着替えの動作ができない ●外出先から家に戻れない ●声かけや介護を拒む ●トイレの失敗がある ●自分で食事ができなくなる ●親しい人や家族が認識できなくなる 	<ul style="list-style-type: none"> ●言葉が減る ●日中うつらうつらする ●口から飲食物が入らない 
支援体制	相談	川越町地域包括支援センター（認知症初期集中支援チーム）・町民保険課・健康管理センター（健康推進課）・ケアマネジャー・かかりつけ医・もの忘れ相談室			
	医療	かかりつけ医 認知症サポート医・薬の管理 訪問看護			
	予防	サロン・老人クラブ 介護予防教室・認知症予防教室 認知症サポーター			
	介護	介護・介護予防サービス・日常生活支援総合事業（訪問系サービス・通所系サービス・お泊りサービスなど）			
	生活支援 家族支援 安否確認 権利を守る	緊急通報装置貸与事業・ひとり暮らし老人等配食サービス・日常生活用具給付事業			
		ねたきり老人等理髪福祉サービス（理髪・寝具洗濯・おむつ）			
		介護者のつどい			
住まい	民生委員・福祉協力員		成年後見制度		
	ふれあいホームヘルプサービス・ふれあいデイサービス		認知症対応型共同生活介護（グループホーム）・介護老人保健施設		
	自宅・民間住宅・有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅・軽費老人ホーム（ケアハウス）		介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）		

主な支援内容

予防

●サロン・老人クラブ

閉じこもりを予防し、生きがいづくりを行う「集いの場、活動の提供・支援を行います。」

●介護予防教室・認知症予防教室

自分らしく、いきいきと暮らすために、運動や栄養、認知症などの介護予防について普及啓発をします。

●認知症サポーター

認知症になっても、住み慣れた地域で安心・安全に暮らしていくためのサポートを行います。



医療

●かかりつけ医

日常的な診療や健康管理をしてくれる身近なお医者さんのことです。ささいな変化や悩みも相談できます。また、お近くの精神科や物忘れ外来を行っている医院などへも相談できます。

●認知症サポート医

認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医への助言やその他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる医師のことです。

●訪問看護

看護師などが疾患を抱えている人の居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。



介護

●訪問系サービス

訪問介護（ヘルパー）、訪問リハビリなど。

●通所系サービス

通所介護（デイサービス）、通所リハビリ（デイケア）など。

●お泊まりサービス

短期入所生活介護（ショートステイ）など。

●その他

福祉用具貸与、住宅改修など。

相談

●認知症初期集中支援チーム

認知症またはその疑いのある方を訪問し、本人・家族の状況に合わせた医療や介護サービスの利用に繋げ日常生活や介護状況の改善をお手伝いします。

●認知症地域支援推進員

「認知症になっても安心して暮らせる地域づくり」を目指し、地域で認知症の人やその家族を支える取り組みを行います。

●もの忘れ相談室

いきいきセンターで、ちょっと気になる「もの忘れ」の相談を専門医が受け付けます。

生活支援・家族支援・安否確認・権利を守る

●緊急通報装置貸与事業

ひとり暮らし高齢者に対し、緊急通報装置を貸与し、警備会社により安否確認を行い、適切な対応を図ります。

●ひとり暮らし老人等配食サービス

65歳以上のひとり暮らし世帯等が利用できます。お弁当を配達し、安否確認を行います。

●ねたきり老人等理髪福祉サービス

ねたきり等の65歳以上の在宅の高齢者に、理髪・寝具洗濯・紙おむつを支給します。

●日常生活用具給付事業

ひとり暮らしの在宅高齢者が、安心して暮らせるよう、電磁調理器、火災報知器、自動消火器の給付を行います。

●介護者のつどい

介護している家族等が、互いに悩みを相談し、情報交換をする場です。

●民生委員児童委員

地域の身近な相談窓口として地域包括支援センターなどと連携しながら活動しています。

●福祉協力員

日々の見守り、声かけ訪問活動を通じて、早期発見・予防的対応につなげる地域の見守りボランティアです。

●ふれあいホームヘルプサービス

在宅高齢者の家庭にホームヘルパーを派遣します。

●ふれあいデイサービス

いきいきセンターで、機能回復、給食、入浴サービスなどを提供します。

●成年後見制度

判断能力が不十分となった人が、財産管理や契約で不利益をこうむったり、権利や尊厳が侵害されたりすることのないように、家庭裁判所に選ばれた後見人によって支援する制度です。後見人には、家族など身近な人や、弁護士、司法書士、社会福祉士といった適任者が選ばれます。

住まい

●認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の人が共同生活をする住宅で、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

●介護老人保健施設

状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションや介護が受けられます。

●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で、在宅での生活が困難な人が、日常生活上の支援や介護が受けられます。原則として要介護3～5までの方が対象です。ただし要介護1～2の方であっても特例的に入所できる場合があります。

●有料老人ホーム（※1）

食事・洗濯・身体介護・健康管理など日常生活に必要なサービスが受けられる住まいです。「介護付き」「住宅型」「健康型」などの種類があります。

●サービス付き高齢者向け住宅（※1）

高齢者（単身・夫婦）が安心して居住できる賃貸などの住まいです。ケアの専門家による安否確認・生活相談などが受けられます。また、介護保険サービスなどを利用して、住宅での介護を受ける事もできます。

●軽費老人ホーム（ケアハウス）

家庭環境・住宅事情・身体機能の低下などの理由により、自宅で独立して生活することに不安のある高齢者のための住まいです。所得に応じた利用料がかかります。

（※1 平成30年8月現在、当町にはありません）